

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 3日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530852

研究課題名（和文） 学校協議会における学校ガバナンスの基礎的研究

研究課題名（英文） Research on School Governance through Students-Parents-Teachers Meeting

研究代表者

中田 康彦（NAKATA YASUHIKO）

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：80304195

研究成果の概要（和文）：

「開かれた学校づくり」政策は、外部評価によるガバナンスを志向している。他方、日本の高校で実際に追求されているのは、協議への参画である。関係者への聞き取り調査でも、三者協議会を傍聴しても、決定への生徒参加になっていないことに消極的評価を与えていない。これは三者協議会には、学校ガバナンスそのものの体现ではなく、学校関係者の要求を組織化し、それぞれの当事者性と当事者間の社会的紐帯を育む教育的効果が期待されているからである。

研究成果の概要（英文）：

"The open school management" policy has aimed at the governance by external evaluation. On the other hand, Students-Parents-Teachers Meetings (Sansha kyogikai) pursue to grow up responsiveness through the participation to the conference process. According to the interview with the person in charge, although SPT meeting does not mean the engagement in school governance, they find the significance of the SPT meeting as fostering the consciousness and responsibility as the constituency of school and local community.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総 計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野： 教育行政・教育政策

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード： 三者協議会・開かれた学校づくり・ガバナンス

1. 研究開始当初の背景

学校運営にマネジメント概念が導入され、評価に基づく運営に向けた法制的整備が行われるようになった。

他方、三者協議会のような教育実践としての「開かれた学校づくり」は、専ら実践としての技術的可能性を追求してきた。そこでは子どもの発達成長に対する働きかけとしての作用は語られてきたが、社会原理としてど

のような作用をもちうるのかは十分に検討されていたとはいえない。

また、外部者を導入した組織マネジメントという発想と、保護者や地域住民を学校運営の当事者としてとらえて協議に参画してもらうという発想の原理的相違についても十分な説明がされているとはいえない。

そこで学校自治としての教育実践をつうじて、社会構成原理としてのガバナンスと教

育の公共性について検討することが、哲学的基礎を明らかにするとともに、学校協議会の制度原理の確立にも意味ある作業だと考えるに至った。

2. 研究の目的

(1)教育実践として展開されてきた協議会方式の教育実践と、外部評価を含む学校組織マネジメントを導入しようとする政策動向がどのように交錯し、効果をうみだすのかを、具体的に実証する。

(2)決定と非決定という効用の差異に注目しながら、学校協議会が、①学校ガバナンスの機関として、②子どもの発達成長を助成する教育装置として、どのような影響をもたらしているのかを分析する。

(3)学校自治としての教育実践をつうじて、社会構成原理としてのガバナンスと教育の公共性について検討する。すなわち協議会方式による学校自治が教育の公共性をどうとらえ、それにどう寄与しているのかという可能性を検討する。

3. 研究の方法

(1)三者協議会を傍聴し、関係者に聞き取り調査を行うことで意図や背景についての情報収集を行った。

調査対象は、横浜市立横浜総合高等学校、大東学園高等学校、岡山県立落合高等学校、長野県辰野高等学校、埼玉県立川口北高等学校、東京大学附属中等教育学校、札幌市立平岸高等学校、兵庫県立舞子高等学校、法政大学附属中学高等学校である。

横浜市立横浜総合高等学校では、学校関係者評価と三者協議会の関係を検討するとともに、生徒アンケート・父母アンケート・地域住民アンケートが三者協議会でどのように位置づけられているかも検討した。

また、広島市立南中学校における学校改築の事例については学校事務職員の方に聞き取り調査を行った。

(2)Institute of Education, University of London の Peter Earley 教授を訪問し、イングランドにおける学校理事会の動向について聞き取り調査を行った。

決定過程を担う組織として位置づけられているイングランドの学校理事会と、非決定過程として位置づけられている日本の三者

協議会との性格を対照することで、非決定への参画がもつ公共性について検討した。

4. 研究成果

(1)日本の高校では、異質な集団と接する中で意見表明を行うことによって生徒の主体性・当事者性を育むことが重要な目的とされているが、協議への参加という形態をとっており、決定における当事者性を発揮することは想定されていない。

これは、法制上、学校経営に関する決定権が学校にあるとされ、校長の権限強化が政策的に推進されている状況の制約によるという面もある。

(2)しかし、協議という形態は、状況の制約下でやむをえず採用された消極的な選択というわけではない。

学校協議会は「資格としての当事者性」と「目的としての当事者性」の二重性を可能とするものである。実施している学校においては、決定（ガバナンス）に準ずる次善の形態としてではなく、教育の過程にふさわしいものとして積極的に選択されている。すなわちガバナンスにおける前決定過程として機能するかどうかは優先されるのではなく、協議の過程で当事者にどのような変容が生じるのかという点を重要視するのである。そのような目的設定において、非決定ということの意義が積極的に強調されるようになる。

(3)教育的効果を育むのは、協議の場を設定する準備過程と、協議の場そのものがある。前者は立案・検討や意見集約の手続を経験する場である。協議会に参加する者は、決定を担うことはないが、集団の意見を代表する者として意見を組織化する責任を担い、代表性を追って発言することが求められる。

後者は気づきを生み出し、意見表明を経験する場である。異なる立場にある当事者との接触によって触発され、洞察を深める機会を提供している。

学校経営方針の最終的な決定権限が協議会に与えられていない以上、前決定過程と位置づけるのも難しいが、決定に対して影響力を持つかどうかという効果とは別に、個々の関係者に発達成長を促すという効果を有している。

(4)学校協議会は、その準備段階における各集団内での意見の集約や集団代表間での事前調整を含め、教育の過程と位置づけられている。そのことによって教師は、二重の役割を担うことになる。一つは、専ら学校側の見解を代表する教師集団として当事者の一角を形成することである。もう一つは、公共の言論空間としての学校協議会を維持し、各集

団から出される教育要求をコーディネートする役割を担うことである。こうした役割の二重性が意味するのは、学校協議会によって教師の専門性の発揮は弱められるのではなく、むしろ必要とされるということである。

(5) 学校協議会は、子どもの発達成長としての資源・ツールとして利用されるだけでなく、保護者・教師・地域住民の学習と成長の場でもあり、このような場合には、地域住民へ開くことがより強く指向される。具体的には協議会に生徒・教師だけでなく、保護者を、さらには地域住民に関与してもらい、四者協議会へと拡張してゆく場合である。

こうした中で関係者に求められているのは、決定を担保する代表性ではない。関係者全体の意見や要求を広く協議に反映すべく、一定の代表性を担うことが期待されているが、手続的正当性を要求するものでもない。必要とされているのは、共通の議題をめぐる協議を担うことができるという当事者性であり、それを支える社会的関係である。

(6) 「開かれた学校づくり」政策の中で、学校による情報の発信と収集が推奨されてきた。こうした動きは、生徒アンケート・保護者アンケート（・地域住民アンケート）の実施といった動きとして普及し、学校協議会においても協議の資料として利用されることは多い。これは教育要求の表明と集約の方法としては一定の有効性をもつ。

しかし、ともするとアンケートの実施が自己目的化し、匿名性を保ったままでの限定的な意思表示が支配的となる。この場合、学校ガバナンスはより消費者性が強く発揮される場に転化する可能性がある。

(7) 公立学校固有の問題として、制度化の困難性がある。学校協議会の継続的な担い手であるはずの教員が定期的に人事異動するため、制度の理念を継承することが困難となる。そこで制度化による定着・継承を図られる。これは自然な動きでもあり、安定的発展をめざすうえで半ば必然的に採られる方法でもある。

しかし同時に、制度が形骸化・儀式化する可能性をもはらんでいる。とりわけ一定の制度経験の蓄積がなされた後は、協議の成果の確認を行うとともに、関係者のモチベーションの持続が重要な課題となる。

(8) 生徒の当事者性を育むという教育目的を中心にすすめている実践では、生徒の学校生活が協議の素材となることが多い。より多くの関係者と接することを企図して地域住民を協議に参画させている実践も複数ある。ただし、地域住民を協議過程に参画していても地

域課題を協議の俎上に載せていることは少ない。地域社会の生活課題から学校教育が相対的に遊離しているという点で、学校の公共性そのものが問われる結果となっている。

(9) 学校経営に関する意思決定への関与を目的とした協議が、日本において萌芽する可能性は現時点では低い。それは協議には、地域との連携とか、子どもの発達成長の助成とかいった、非決定の過程に参画することがもつ教育的効果をあげることが期待されており、ガバナンスへの直接参画の実現を期待するものだからである。すなわち主権者教育の場として想定されており、主権者としてふるまうことが求められているものではない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 11 件）

- ① 中田康彦、適格者主義にどう向き合うか、高校のひろば、査読無、86号、2012、34-41
- ② 中田康彦、職務の精選で次世代が育つ環境づくりを、学校運営、査読無、613号、2012、12-15
- ③ 中田康彦、教育において“成果主義”はうまくいくのか、教職研修、査読無、40-10、2012、53-55
- ④ 中田康彦、政治主導の教師政策のゆくえ、現代思想、査読無、40-5号、2012、176-191
- ⑤ 中田康彦、教員評価の原理を考える、教育、査読無、795号、2012、21-31
- ⑥ 中田康彦、ベテラン教員の苦悩や孤立から職場づくりのあり方を見直す、クレスコ、査読無、130号、2012、20-25
- ⑦ 中田康彦、新自由主義下での『地域主権』教育改革の基本性格と問題点、教育、査読無、789号、2011、69-77
- ⑧ 中田康彦、参加と共同、開かれた学校の意味を問い直す、学校運営、査読無、601号、2011、16-19
- ⑨ 中田康彦、政権交代後の教育政策のゆくえと学校現場－監査文化と組織マネジメント－、学校運営、査読無、568号、2011、6-11
- ⑩ 中田康彦、権利としての教育の実現こそ－高校授業料無償化の意味と限界からみる民主党の教育政策、前衛、査読無、860号、2010、143-152
- ⑪ 中田康彦、「開かれた学校づくり」にみる教育と社会の関係性、＜教育と社会＞研究、査読有、20号、2010、23-31

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① Yasuhiko Nakata, Theoretical Issues on Value and Moral Education -Pursuing the Principle of Citizenship Education-, ISEC

International Conference（招待講演），
2010.10.29、北京大学（中国）

〔図書〕（計4件）

- ①民主教育研究所編、民主教育研究所年報
2011、民主教育研究所、2012、427(61-78)
- ②中田康彦・佐貫浩・佐藤広美編、かもがわ
出版、大阪「教育改革」が問う教育と民主
主義、2012、205(2-9, 56-69)
- ③教育実践検討会編、教育実践検討会、問い
続けるわれら 第2集 ―生涯学習人とし
て生きる―、2012、524(76-87)
- ④浦野東洋一・神山正弘・三上昭彦編、同時
代社、『開かれた学校づくりの理論と実践
―全国交流集会10年の歩みをふりかえ
る』、2011、257(179-185)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中田 康彦 (NAKATA YASUHIKO)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：80304195